

平成30年度 第1回

行政監査結果報告書

「保健所における食品・環境衛生等の
監視指導業務について」

板橋区監査委員

目 次

第1	監査実施概要	1
1	監査テーマ	1
2	監査テーマ選定の趣旨	1
3	監査の着眼点	1
4	監査対象及び監査対象課	1
5	監査実施期間	2
6	監査委員による聞き取り調査等	2
第2	監査結果	3
	現況と課題	3
1	保健所業務の沿革	3
2	食品・環境衛生等の業務に関連する区の計画と取組	5
3	食品・環境衛生等の業務を担う組織と職員体制	7
4	食品衛生	9
5	環境衛生	23
6	獣医衛生	35
7	医事衛生	38
8	薬事衛生	42
	検討・改善を求める事項	47
着眼点1	食品・環境衛生等に関する事務手続は法令等に基づき適 正に行われているか。	47
着眼点2	食品・環境衛生等の監視指導業務は計画的かつ効果的に 行われているか。	47
	総括意見	48

第1 監査実施概要

1 監査テーマ

保健所における食品・環境衛生等の監視指導業務について

2 監査テーマ選定の趣旨

区は、区民の健康に関する安全と安心を確保することを目的として、食品・環境等の衛生力向上に取り組んでいる。

また、食の安全、衛生的な住まいの環境の確保などに対する区民ニーズも非常に高い。

そこで、平成30年度第1回行政監査では、保健所における食品・環境衛生等に関する事務手続は法令等に基づき適正に行われているかなどの観点から検証を行った。

3 監査の着眼点

- (1) 食品・環境衛生等に関する事務手続は法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 食品・環境衛生等の監視指導業務は計画的かつ効果的に行われているか。

4 監査対象及び監査対象課

(1) 監査対象

保健所における食品衛生、環境衛生、医事衛生、薬事衛生及び獣医衛生に関する監視指導業務

(2) 監査対象課

健康生きがい部（保健所）生活衛生課

5 監査実施期間

平成 30 年 5 月 11 日（金）から平成 30 年 11 月 29 日（木）まで

6 監査委員による聞き取り調査等

監査委員による対象課からの聞き取り調査及び現地監査は、平成 30 年 7 月 4 日（水）・5 日（木）に行った。

（現地監査場所）

板橋区保健所検査室

第2 監査結果

現況と課題

1 保健所業務の沿革

昭和49年6月、多年の懸案であった特別区の自治権拡充に関する地方自治法が改正され、昭和50年4月から特別区は、一般の市及び保健所設置市並みの権限を付与されることとなった。区長の公選制が採用され、事務も原則として一般の市並みに近づける配分へ転換となった。東京都（以下「都」という。）が処理すべき事務を除く市の事務・保健所設置市の事務等が移管されるとともに、配属職員制度が廃止された。

平成6年7月改正の地域保健法（旧保健所法）は、地域住民の健康の保持及び増進を目的とし、地域における公衆衛生の向上及び増進を図るとともに、地域の特性及び社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ、総合的に推進されることを基本理念としたものであった。

板橋区（以下「区」という。）では、平成9年4月に衛生部と高齢福祉部が合併し、健康生きがい部を設置、板橋・赤塚・志村保健所が統合され板橋区保健所となった。

平成10年5月の地方自治法改正は、特別区を基礎的な地方公共団体として位置付け、都区財政調整制度の改正等、財政自主権を強化する内容で平成12年4月に施行された。都区協議会¹は、地方分権を推進する観点から平成12年3月に地方自治法等の一部を改正する法律等の施行による都区制度改革実施大綱を決定し、住民に身近な事務事業を都から区へ移譲するための改革が推進され、特別区が基礎的な地方公共団体となる制度改革の実現がなされた。

保健所の業務としては、住民に対する母子保健や精神保健などの業務

¹ 都区協議会とは、大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保を目的とする都区制度の趣旨に従い、都と特別区及び特別区相互間の連携を密にするために地方自治法で定められた協議組織のこと。

と地域に関する食品衛生、獣医衛生、環境衛生及び医事・薬事衛生の業務がある。

平成9年4月、診療所、助産所、施術所、歯科技工所、衛生検査所及び医薬品一般販売業等の許可、届出の業務が都から特別区へ権限移譲された。平成12年4月に化製場等に関する事務や温泉法等の事務、平成17年4月に薬局の開設許可等の事務も都から特別区へ権限移譲された。

平成18年12月に地方分権改革推進法が成立して以来、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が平成23年から平成30年までに8次にわたって成立し、義務付け・枠付けの見直しが行われ、国から地方へ、都道府県から基礎的自治体へ、事務及び権限の移譲が今も進んでいる。

平成29年6月には、新たに住宅宿泊事業法（平成30年6月施行）が成立し、いわゆる民泊に係る事務が都との協議により特別区へ移譲された。区では、区域や期間の制限に関する条例を制定した。

主な法改正の沿革等は、図表1のとおりである。

図表1 主な法改正の沿革等

年月	法改正	法改正の内容及び権限移譲された事務事業
S50.4	改正地方自治法施行 (S49.6成立)	特別区に市及び保健所設置市並みの自治権付与 特別区は従前通り東京都の内部団体 区長公選制採用、配属職員制度廃止 保健所設置市の事務等大幅な権限移譲 保健衛生の事務並びに保健所が都から区へ移管
H6.7 H9.4	改正地域保健法一部施行 〃 全部施行 [旧保健所法] (H6.7成立)	都道府県と市町村の役割を見直し、住民に身近で頻度の高いサービス等の主たる実施主体を市町村へ変更、地方分権を推進する趣旨 診療所、助産所、施術所、歯科技工所、衛生検査所及び医薬品一般販売業等の許可、届出の業務が都から権限移譲
H12.4	改正地方自治法施行 (H10.5成立)	特別区を「基礎的な地方公共団体」と位置付け 都の内部団体的規程の廃止、財政自主権の強化 事務機能の拡充、都区制度改革実現 清掃事業、化製場等・温泉法等の事務が都から権限移譲
H17.4		薬局の開設許可等の事務が都から権限移譲
H19.4	地方分権改革推進法施行 (H18.12成立、H22.4失効)	地域の自主性、自立性を高めるための改革
H24.4		環境衛生（理容所、美容所等）関係法令の衛生措置基準等の条例制定権が都から権限移譲
H25.6		高度管理医療機器等販売・貸与業に関する事務が都から権限移譲

2 食品・環境衛生等の業務に関連する区の計画と取組

板橋区基本計画 2025 では、安心・安全な環境が整い、住み続けたいなるまち「安心安全環境都市」「東京で一番住みたくなるまち」を目指している。

基本政策「万全な備えの安心・安全」において、施策として食品・環境衛生力の向上を位置付け、医療機関や営業者への監視指導、生活衛生の向上・増進を図ることとし、食品の検査における違反・不良率の減少、理化学検査（環境衛生関係施設）の指導件数割合の削減を目標としている。

地域保健福祉計画「地域でつながる いたばし保健福祉プラン 2025」では、区民自らが健康づくりに取り組み、全ての人々にとって、快適・安全な地域社会を目指すこととしている。食品の安全確保を行う施策として食品衛生普及啓発事業を実施し、健康危機管理体制の推進として、健康危機管理対策会議において地域における健康危機に係る情報共有や必要な協議を行い、健康危機発生の未然防止及び発生時の被害拡大の防止を図ることとしている。

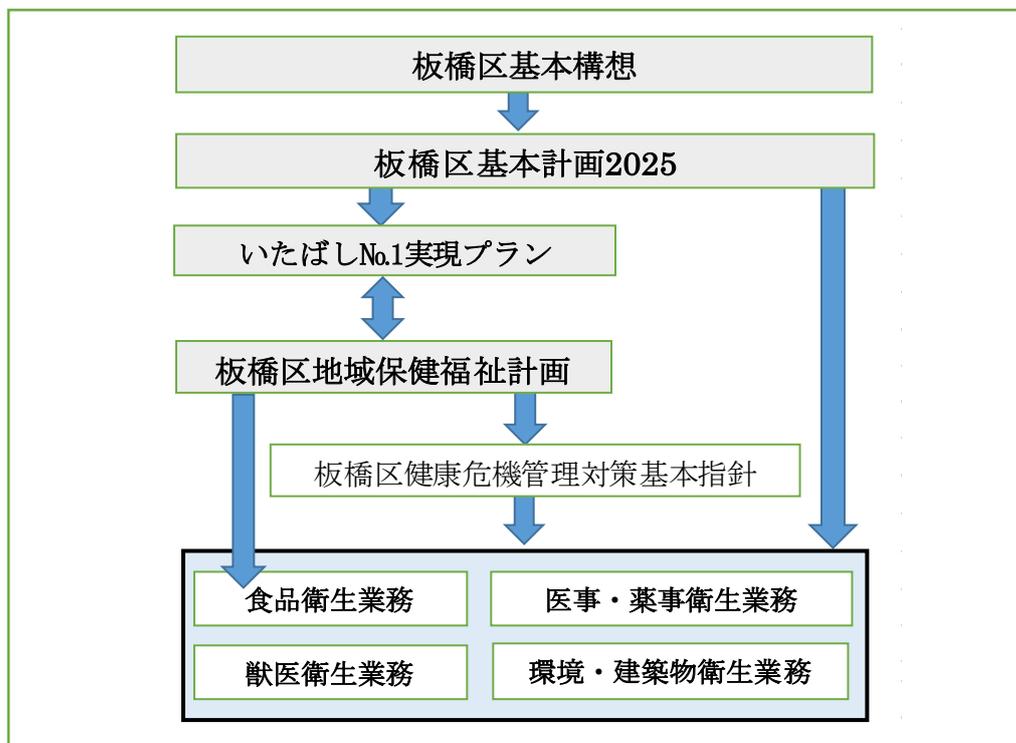
平成 11 年 12 月に策定された板橋区健康危機管理対策基本指針は、感染症、食中毒、毒物劇物、飲料水、医薬品、その他何らかの原因により区民の生命と健康の安全を脅かす事態が発生し、または発生するおそれがある場合に、健康被害の発生予防、拡大防止に区が実施する対策や手順を定め、区民の生命と健康の安全確保に万全を期することを目的としている。

また、板橋区大規模建築物等指導要綱に基づく、板橋区建築物における衛生的な環境の確保に関する指導指針は、区民等の健康で快適な生活に寄与することを目的として、建築物の良好で衛生的な環境を確保するために必要な事項を定めている。

食品・環境衛生等の業務は、各業態別の関係法令に基づき許可、届出、監視指導及び検査等が実施される。

食品・環境衛生等の業務に関連する区の計画の概要は、図表2のとおりである。

図表2 食品・環境衛生等の業務に関連する区の計画の概要



板橋区地域保健福祉計画と関連する諸計画との関係図を参考に
監査委員事務局が作成

3 食品・環境衛生等の業務を担う組織と職員体制

区における食品・環境衛生等の業務を担う部署は、生活衛生課であり、管理・衛生検査、食品衛生、環境衛生施設、建築物衛生、医務・薬事の業務グループに分かれており、管理・衛生検査グループが試験検査（細菌検査、理化学検査）及び獣医衛生業務を行っている。

生活衛生課の組織は、図表3のとおりである。

図表3 生活衛生課の組織

(単位：人)

区 分	職員数 (再任用)	職 種	担当業務
管理・衛生検査グループ	8 (1)	一 般 事 務	動物の愛護、狂犬病予防、化製場等に関する法律、獣医衛生に関すること。 試験・検査に関すること。
	2 (0)	検 査 技 術	
医 務 ・ 薬 事 グ ル ー プ	1 (0)	診 療 放 射 線	医事衛生に関すること。 薬事衛生に関すること。
	7 (2)	保 健 衛 生 監 視	
環 境 衛 生 施 設 グ ル ー プ	5 (0)		環境衛生に関すること。 住宅宿泊事業法に関すること。
建 築 物 衛 生 グ ル ー プ	3 (1)		建築物衛生に関すること。
食品衛生調整・板橋グループ 食品衛生赤塚グループ 食品衛生志村グループ	16 (2)	食品衛生監視	食品衛生に関すること。
合 計	42 (6)	※生活衛生課長は、管理・衛生検査グループに含む。 ※ () 内再任用人数は内数。	

職員が各営業施設等に立ち入る場合には、その業務によって資格要件が定められている。食品衛生監視員及び食鳥検査員等各法に基づき資格を要するもの、環境衛生監視員のように厚生労働省通知により資格や知識を備える者を配慮して任命するもの、特に資格要件のないものがある。

食品・環境衛生監視員等の資格要件は、図表4のとおりである。

図表4 食品・環境衛生監視員等の資格要件

食品衛生監視員 (食品衛生法)	食品衛生法に基づき都道府県知事(特別区にあつては特別区の区長)により任命される。 1 医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師 2 厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修了し 3 大学若しくは高等専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農学の課程を修めて卒業した者 4 栄養士で2年以上食品衛生行政に関する事務に従事した経験を有する者
食鳥検査員 (食鳥法 ※1)	食鳥法に基づき都道府県知事(特別区にあつては特別区の区長)により任命される。 獣医師
環境衛生監視員 (厚生労働省通知)	理容師法、美容師法、興行場法、旅館業法等に基づき、都道府県知事(特別区にあつては特別区長)により任命される。厚生労働省が、以下のいずれかに該当するよう配慮を求めている。 1 医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師 2 大学若しくは高等専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、水産学、農学、工学、保健衛生学の課程を修めて卒業した者 3 国立公衆衛生院(現在の国立保健医療科学院)において、環境衛生学科、衛生工学科、査学科又は細菌検査学科の課程を修了した者
医療監視員 (医療法)	医療法に基づき都道府県知事(特別区にあつては特別区の区長)により任命される。 ・医療に関する法規及び病院、診療所又は助産所の管理について相当の知識を有する者
薬事監視員 (医薬品医療機器等法 ※2)	医薬品医療機器等法に基づき都道府県知事(特別区にあつては特別区の区長)により任命される。 1 医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師 2 大学若しくは高等専門学校において、医学、歯学、薬学、獣医学、理学又は工学の課程を修め、薬事監視について、十分な知識を有する者 3 1年以上薬事に関する行政事務に従事した者であつて、薬事監視について十分な知識を有する者
毒物劇物監視員 (毒物及び劇物取締法)	毒物及び劇物取締法に基づき都道府県知事(特別区にあつては特別区の区長)により任命される。 薬事監視員の資格を有する者

※1 食鳥処理事業の規制及び食鳥検査に関する法律のこと。

※2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律のこと。

現在、化製場等の許可、監視指導を行う管理・衛生検査グループの職員に、環境衛生監視員の要件を満たす者はいない。

資格要件の必要な監視員別職員数は、図表5のとおりである。

図表5 資格要件の必要な監視員別職員数 (単位：人)

区分	職員数	所持資格・修了課程
食品衛生監視員	16	獣医師、薬剤師、養成施設、農芸化学、水産学、畜産学
食鳥検査員	2	獣医師
環境衛生監視員	5	なし
	8	薬剤師、保健衛生学、農芸化学、畜産学
医療監視員	7	薬剤師、農芸化学、診療放射線技師
薬事監視員	7	
毒物劇物監視員	7	

※ 食鳥検査員は、食品衛生監視員のうちの2名

※ 医療・薬事・毒物劇物監視員各7名は同じ職員

4 食品衛生

区は、食品衛生法等関係法令に基づき、飲食による健康被害の発生を防ぐために、食品取扱施設の監視指導、食中毒や違反品の調査、食品検査、普及啓発等の事業を行っている。

昭和 22 年に制定された食品衛生法は、食品等事業者の責務、販売の用に供する食品等の規格基準や取扱いの原則、食品衛生に関する監視指導等を規定している。

平成 13 年の BSE（牛海綿状脳症）をはじめとする様々な問題発生を契機に、平成 15 年に成立した食品安全基本法では、国民の健康保護が最も重要という基本認識のもとで、食品安全性確保の措置を講ずることが規定された。その後も食品をめぐる問題は、多岐にわたっており、適正表示問題、食品への異物混入や輸入食品の問題、生食用食肉問題と後を絶たない。

(1) 営業許可

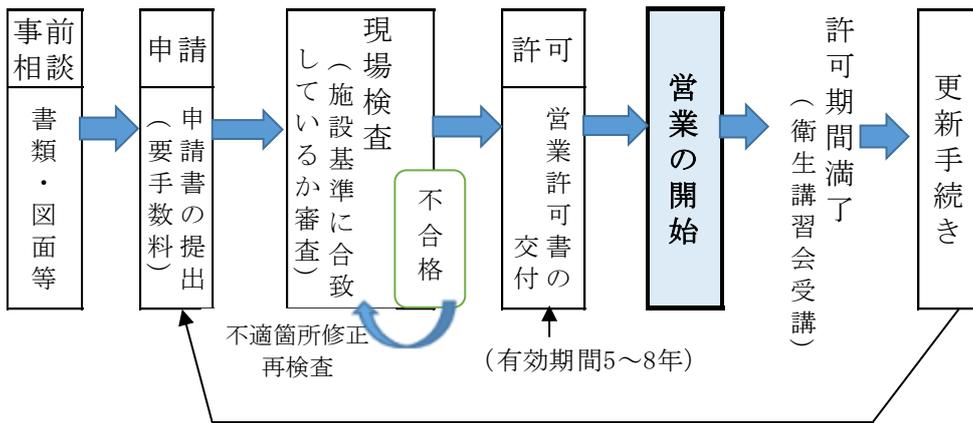
飲食店の営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業を営もうとする者（以下「食品事業者」という。）は、食品衛生法又は東京都食品製造業等取締条例に基づき、保健所長² 宛て、営業許可の申請を行わなければならない。保健所長は、法令で定められた営業について、製造・販売施設の設備構造等が適正であるかを検査のうえ、基準を満たす場合、5 年を下らない有効期間（査定で最長 8 年）を付して営業を許可する。許可有効期間が査定により 5 年から 8 年になったことで、更新申請件数は減少している。

食品関係営業許可の手続の流れは、図表 6 のとおりである。

食品関係営業許可、届出状況は、図表 7 のとおりである。

² 保健所長は、板橋区保健所長委任規則により食品衛生法等の営業許可に関する事務を区長から委任されている。

図表 6 食品関係営業許可の手の流れ



図表 7 食品関係営業許可、届出状況

(単位：件)

区分	平成27年度				平成28年度				平成29年度			
	新規	更新	廃業	施設総数	新規	更新	廃業	施設総数	新規	更新	廃業	施設総数
食品衛生法関係 ※1 (飲食店営業等)	849	1,013	1,020	8,125	695	834	807	8,013	778	744	825	7,966
東京都食品製造業取締条例関係 (製造業等) ※2	127	106	195	932	103	88	122	911	97	77	110	898
東京都食品製造業取締条例関係 (届出給食)	27	—	5	427	26	—	6	447	24	—	14	457
板橋区食品衛生法施行細則関係 ※3	1	—	2	3,855	1	—	0	3,856	2	—	236	3,622
食鳥法に基づくもの ※4	1	—	0	15	0	—	0	15	0	—	0	15
東京都ふぐの取扱い規制条例に基づくもの	11	—	11	178	9	—	14	173	11	—	5	179
合計	1,016	1,119	1,233	13,532	834	922	949	13,415	912	821	1,190	13,137

※1 飲食店・喫茶店営業、菓子・めん類・そうざい製造業、乳類・食肉・魚介類販売業など

※2 行商、つけもの・粉末食品・調味料製造業、食料品等販売業など

※3 許可を要しない食品製造・販売業、食器具容器包装、添加物販売業など

※4 食鳥法とは、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律

(2) 食品衛生監視指導計画

区は、食品衛生法第24条に基づき、毎年度、板橋区食品衛生監視指導計画を策定し、年間を通して各食品事業者の監視指導を実施している。

また、国や都と連携し、夏期や年末における一斉取締りを行い、区内に流通する食品の安全性を確保している。

食品衛生監視員は、食品などが衛生上適正に扱われているかを監視指導するとともに、随時、細菌検査、理化学検査等を行い、食品による事故、食中毒を未然に防ぎ、区民が安心して食生活を送れるよう努

めている。

そのほか自主衛生管理や食品の適正表示の推進及び食物アレルギーによる健康被害の防止にも取り組んでいる。重点対策事業として、毎年度、ノロウイルスや食肉による食中毒の防止、重点監視対象業種³に対する監視指導の充実を図っている。平成 29 年度からは、幼児や高齢者などが利用する保育施設や高齢者施設などの集団給食施設の監視も重点的に行っている。

監視指導計画数は、総施設数に対して、平成 27 年度 9,000 件 (65.7%)、平成 28 年度 8,500 件 (63%)、平成 29 年度 8,400 件 (63.2%) に設定している。計画数に対する実施率は毎年度 10% 以上、上回っているが、過去の指導状況を鑑みて、監視頻度を定め、収去計画や重点指導事業、業態別や事業者別に、具体的かつきめ細かく監視計画を立てる必要がある。

実施結果については区公式ホームページで公表している。

監視指導計画に対する監視指導状況は、図表 8 のとおりである。

図表 8 監視指導計画に対する監視指導状況 (単位：件)

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画	実施	計画	実施	計画	実施
施設総数	13,700	13,532	13,500	13,415	13,300	13,137
監視指導件数	9,000	10,350	8,500	10,059	8,400	9,994
監視指導率	65.7%	76.5%	63.0%	75.0%	63.2%	76.1%

「食品衛生監視指導計画実施結果」から引用

平成 30 年度食品衛生監視指導計画 (収去検査⁴ 年間計画) は、図表 9 のとおりである。

³ 重点監視対象業種とは、すし、仕出し、弁当などの飲食店営業、学校・保育園などの集団給食、食品製造業、魚介類販売業、食肉販売業、食肉処理業のこと。

⁴ 収去検査とは、食品衛生法第 28 条に基づき、輸入又は国内で製造された食品が法で定められた規格・基準に適合しているかを調べるため、食品衛生監視員が製造施設や販売施設から無償で必要最小限の食品や食品添加物を採取し、検査すること。

図表9 平成30年度食品衛生監視指導計画(収去検査年間計画)

種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
都区協力				夏期一斉				歳末一斉					
監視	※臨時緊急監視	保育園給食一斉 学校給食一斉	大規模調理施設等重点監視 食品衛生月間	生かき取扱施設監視 社会福祉施設監視 カンピロバクター・O157対策							各種給食施設監視		
事業		朝市監視 残留農薬検査	花火大会監視	朝市監視 残留農薬検査	区民まわり監視	農業まつり監視 朝市監視 残留農薬検査							
更新講習会(月3回実施)	更新講習会(月3回実施)												
その他	食品衛生推進員会議												
品目	豆腐 弁当・調理パン 仕出し弁当 弁当(カンピロバクター検査) 集団給食	和生菓子 つけもの めん類 そうざい	めん類 すし類・刺身 そうざい類(ヒゲリ検査) 集団給食	めん類 すし類・刺身 そうざい類(カンピロバクター検査) アイスクリーム類 集団給食	そうざい(カンピロバクター検査) アイスクリーム類 集団給食	仕出し弁当 弁当 そうざい(カンピロバクター検査) 集団給食 生食用かき	仕出し弁当 弁当 そうざい(カンピロバクター検査) 集団給食 生食用かき	魚肉ねり製品 洋生菓子 クリスマス食品 正月食品	魚肉ねり製品 洋生菓子 クリスマス食品 正月食品	魚肉ねり製品 洋生菓子 クリスマス食品 正月食品	仕出し弁当 そうざい・弁当 集団給食 和生菓子・あん類 清涼飲料水	食肉製品 粉末食品 調味料等 食用油脂 冷凍食品	添加物 ソース類
対象業種	飲食店営業 菓子製造業 めん類製造業	そうざい製造業 つけもの製造業 豆腐製造業	飲食店営業 届出給食	飲食店営業 届出給食	飲食店営業 届出給食 そうざい製造業 魚肉ねり製品製造業	飲食店営業 届出給食 そうざい製造業 魚肉ねり製品製造業	飲食店営業 届出給食 そうざい製造業 魚肉ねり製品製造業	菓子製造業 魚介類販売業 食料品等販売業	菓子製造業 魚介類販売業 食料品等販売業	飲食店営業 届出給食 そうざい製造業 菓子製造業 あん類製造業 食料品等販売業	食肉製品製造業 粉末食品製造業 調味料等製造業 食用油脂製造業 食料品等販売業	添加物製造業 ソース類	
数	81 検体	44 検体	104 検体	99 検体	80 検体	51 検体	52 検体	51 検体	99 検体	80 検体	50 検体		
品目	つけもの 油菓子 菓子	輸入食品 めん類 食料品	そうざい めん類 即席めん	アイスクリーム類 魚介加工品 輸入食品 食料品	そうざい そうざい半製品 輸入食品 魚肉ねり製品	そうざい そうざい半製品 輸入食品 魚肉ねり製品	そうざい そうざい半製品 輸入食品 魚肉ねり製品	クリスマス食品 正月食品 製菓材料	クリスマス食品 正月食品 製菓材料	輸入食品 食料品 和生菓子・あん類 清涼飲料水	粉末食品 調味料等 食用油脂 冷凍食品	添加物 ソース類	
理化学検査	めん類製造業 菓子製造業	めん類製造業 食料品等販売業	飲食店営業 そうざい製造業 めん類製造業	飲食店営業 そうざい製造業 めん類製造業	飲食店営業 そうざい製造業 めん類製造業	飲食店営業 そうざい製造業 めん類製造業	めん類製造業 食料品等販売業	めん類製造業 食料品等販売業	めん類製造業 食料品等販売業	菓子製造業 あん類製造業 食肉製品製造業	粉末食品製造業 調味料等製造業 食用油脂製造業 食料品等販売業	添加物製造業 ソース類	
数	44 検体	44 検体	52 検体	52 検体	52 検体	51 検体	52 検体	51 検体	99 検体	80 検体	50 検体		

※ 収去計画は、取締りの都合上各月毎ではなく7ヶ月まとめて記載しています。なお、検査体制や施設の状態により項目等は変更される場合があります。

※ 集団給食検査では、食品の検査と合わせて汚染実態調査(拭取り検査)を実施する場合があります。

※ ヒスタミン検査は、対象食品が収去できた時に限ります。

※ 黄色ブドウ球菌の増菌法検査は、一般項目(黄色ブドウ球菌)と合わせて実施します。

平成30年度板橋区食品衛生監視指導計画から引用

(3) 食品衛生検査施設

区は、食品衛生法に基づき設置する板橋区食品衛生検査施設（以下「検査室」という。）（細菌検査・理化学検査）について、板橋区食品衛生検査施設に関する条例、板橋区保健所検査技師設置要綱、板橋区保健所検査等業務管理要領及び同実施手順に基づき、管理・運営している。

① 検査業務内容

検査室では、収去検査年間計画に基づき収去された食品や食品添加物、区民等から相談を受けた苦情品の検査等を行っている。細菌検査では、細菌数・大腸菌群数・大腸菌・黄色ブドウ球菌・サルモネラ・腸管出血性大腸菌O157等の検査を行っている。理化学検査では、食品添加物の合成着色料・合成保存料等の検査を行っている。

過去3年間の食品検査実施状況は、図表10のとおりである。

図表10 食品検査実施状況 (単位：件)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
細菌検査	3,497	3,651	3,453
理化学検査	1,430	1,473	1,649
合計	4,927	5,124	5,102

板橋区の保健衛生から引用

区は、平成30年度から、収去した食品の細菌・理化学検査、朝市で買い上げた区内産生鮮野菜の残留農薬検査、苦情相談に伴う異物鑑定等の検査の一部を民間の登録検査機関⁵に委託することとした。区の検査技術職員が平成39年度末までに配置解消予定であるため、今後も更なる委託を検討するとしている。

また、食中毒に係る検査や、検査室で実施できない検査について

⁵ 登録検査機関とは、食品衛生法で定められた基準を満たし、厚生労働大臣に登録された民間の検査機関。政府（行政）の代行機関として、厚生労働大臣の認可を受けた製品検査を実施することができる。

は、都区協定⁶に基づき、東京都健康安全研究センターへ依頼している。

② 検査機械、器具の適正管理

検査室には、特殊な検査機械及び器具が多くある。板橋区食品衛生検査施設に関する条例により、備えなければならない機械及び器具が定められており、備品として購入及び管理してきた。生活衛生課は、高額な備品の更新について、順次リースに移行する方針である。

今後、検査機械及び器具は、対象検査に対する需要として、用途、必要数を整理し、長期的に適正な管理をしていく計画が必要である。現在は、備品からリースへ移行する過渡期であり、適正な維持管理を進めるためには、将来どのような機械及び器具を配備していくのか整理することが必要である。

③ 薬品等の適正管理

検査室は、食品衛生監視や環境衛生監視に係る試験、検査のほか、他部署も検査に使用しており、現場から採取した検体や危険な薬品を取り扱う場所である。

これらの薬品が適正に管理されているかを確認したところ、一部、物品管理規則のとおり管理されていなかった。

物品管理規則第 25 条には、消耗品の特別整理として会計管理者が指定する消耗品について、供用者は消耗品受払簿、その他を備え、使用状況及び残高を明らかにすることと定められている。

また、板橋区保健所検査等業務管理要領第 7 条には、検査等から

⁶ 都区協定とは、東京都と特別区及び区相互間における協力体制及び業務分担を明確にし、保健衛生事務事業の円滑な実施と適正な運営をはかるため、昭和 50 年 3 月 31 日に、東京都と特別区で締結された保健衛生事務事業に係る都区協定書のこと。

生じる廃棄物の保管、処理、排出などに関する管理を適切に行うこととしており、使用期限を過ぎた薬品は、速やかに廃棄する必要がある。

生活衛生課は、独自に管理手順書を作成し、薬品の在庫確認について、使用量が少量なことを理由に2か月毎に残量を確認し、毒物劇物であっても職員一人で目視確認していた。さらに、使用期限を過ぎた薬品を使用中の薬品と同じ棚に保管し、長期間廃棄していなかった。

生活衛生課は、検査室の薬品の保管・管理が適正に行われるよう、板橋区保健所検査等業務管理要領に定める管理主体及び各責任者の責務をより明確に整理し、セキュリティの高い検査室とする必要がある。

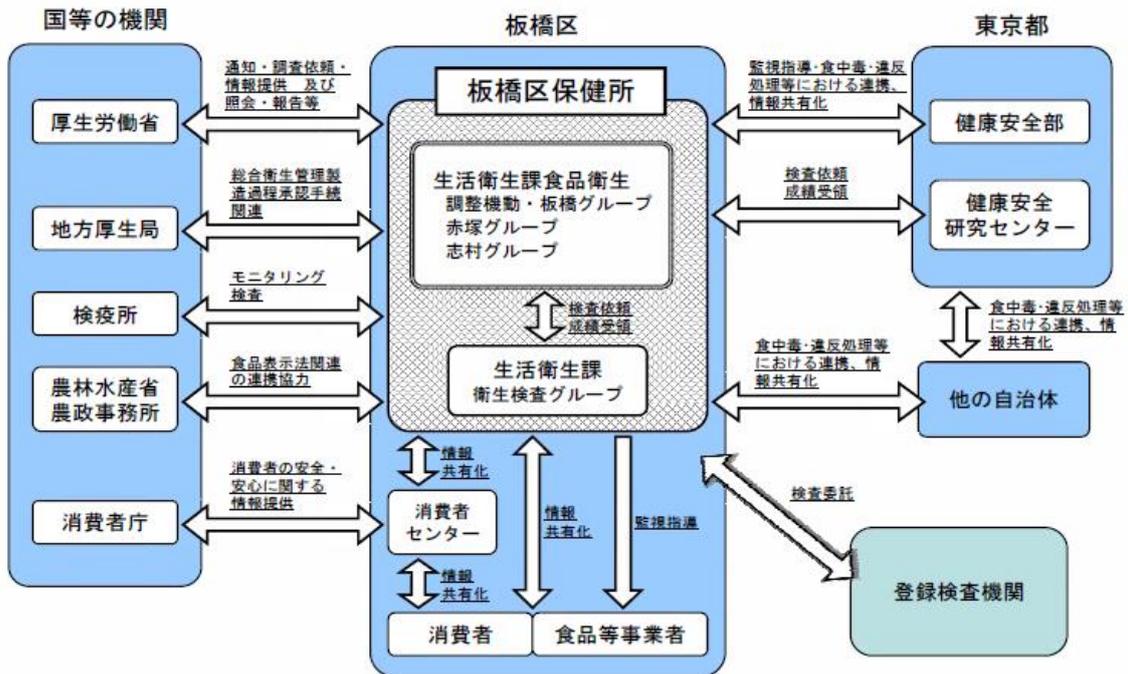
(4) 監視指導状況

食品衛生に関する監視指導は、16名の食品衛生監視員が行っている。健康食品の表示等は、医事・薬事衛生担当と栄養推進担当が連携して指導を行う。

また、大規模製造業、食品流通拠点及び輸入食品、並びに複数の区にまたがった有害食品の排除及び違反食品等に係る監視指導は、都と特別区の役割分担を定めた都区協定に基づき、国や都、他自治体と連携して体制を作り、対策を講じている。

監視指導の実施体制及び他機関との連携は、図表11のとおりである。

図表 11 監視指導の実施体制及び他機関との連携



板橋区食品衛生監視指導計画から引用

食品事業者別監視指導状況は、図表 12 のとおりである。

小・中学校や保育園の集団給食施設については、管轄する教育委員会事務局学務課及び保育サービス課と連携して、監視指導を実施している。

図表 12 食品事業者別監視指導状況 (単位:件)

区分	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	総数	監視件数	監視率	総数	監視件数	監視率	総数	監視件数	監視率
食品衛生法関係 ※1 (飲食店営業等)	8,125	4,661	57.4%	8,013	4,703	58.7%	7,966	4,725	59.3%
東京都食品製造業取締条例関係 (製造業等) ※2	932	711	76.3%	911	664	72.9%	898	660	73.5%
東京都食品製造業取締条例関係 (届出給食)	427	403	94.4%	447	468	104.7%	457	568	124.3%
板橋区食品衛生法施行細則関係 ※3	3,855	4,309	111.8%	3,856	3,932	102.0%	3,622	3,652	100.8%
食鳥法に基づくもの ※4	15	19	126.7%	15	27	180.0%	15	45	300.0%
東京都ふぐの取扱い規制条例に基づくもの	178	247	138.8%	173	265	153.2%	179	344	192.2%
合計	13,532	10,350	76.5%	13,415	10,059	75.0%	13,137	9,994	76.1%

※1 飲食店・喫茶店営業、菓子・めん類・そうざい製造業、乳類・食肉・魚介類販売業など

※2 行商、つけもの・粉末食品・調味料製造業、食料品等販売業など

※3 許可を要しない食品製造・販売業、食器具容器包装、添加物販売業など

※4 食鳥法とは、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律

※ 監視件数は延べ数

また、区民が大勢集まり、多くの食品が提供される板橋区民まつり及びいたばし花火大会等についても、食品による事故を防止するため、食品の衛生的な取扱いが徹底されるよう、毎年度、独自に監視指導を実施している。

区独自に実施した監視件数は、図表 13 のとおりである。

図表 13 区独自に実施した監視件数 (単位：件)

実施内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度
夜間営業監視	46	64	72
板橋朝市監視	9	11	13
上板橋朝市監視	8	9	—
蓮根朝市監視	13	17	17
いたばし花火大会監視	261	264	202
区民まつり監視	130	127	102
農業まつり監視	59	60	76
残留農薬買い上げ調査	3	3	3
板橋オリめし監視	—	—	30
合計	529	555	515

食品衛生監視指導計画実施結果から引用

生活衛生課のほか、くらしと観光課消費者センターや広聴広報課など各相談窓口に寄せられた苦情内容も監視指導に役立てている。毎年、異物混入及び有症による苦情が多く、過去3年間の苦情内容と件数は、図表 14 のとおりである。

図表 14 苦情の内容と件数 (単位：件)

種別 年度	異物混入	腐敗変敗	カビ発生	異味異臭	変色変質	食品・器具の取扱い	表示	従事者	有症	施設設備衛生	その他	合計
平成27年度	39	4	8	9	1	17	10	2	35	14	18	157
平成28年度	34	3	5	4	4	17	5	5	34	12	17	140
平成29年度	21	3	5	4	2	26	0	10	77	13	11	172

板橋区の保健衛生から引用

(5) 食中毒への対応

全国的にノロウイルスが原因の食中毒や集団感染事例が多発している。また、食肉が関与する食中毒も多発しており、平成 29 年、都内では、細菌カンピロバクターによる食中毒⁷ 及び魚介類の生食が原因とされる寄生虫アニサキスによる食中毒⁸ の発生件数が同数で一番多かった。

食品衛生監視員は、食中毒発生予防のため、特にノロウイルス流行期前から、集団給食施設を中心に監視指導を実施している。飲食店や食肉販売業、魚介類販売業等の重点監視対象業種に対して、監視指導の際に衛生管理を周知徹底するほか、区民に対しても肉の生食を避けるよう、衛生講習会、区公式ホームページ及び広報いたばし等で呼びかけている。

食中毒などの健康被害発生時には、食品衛生監視員が関係各機関（都、他自治体保健所等）と連携して喫食者、患者、原因施設等の調査や検査にあたり、病因物質の特定や食中毒の発生原因、感染経路の究明を行い、被害拡大防止に努める。

都区協定で定めた中毒事件等調査処理要綱では、保健所が食中毒に関する通報を受理した場合、直ちに都及び関係自治体へ通報すると定めている。調査は、喫食者、患者、原因施設及び関係施設を管轄する保健所長が行う。調査を行うにあたり、当該区だけで処理が困難な事件については、都区協定で定めた派遣応援ブロックの区及び都へ応援依頼をする。

区は、区内の食品関係施設が食中毒の原因施設と断定された場合、被害拡大防止の観点から、板橋区食品衛生関係不利益処分取扱要綱及び同実施要領に基づき、危害の除去命令、営業等の禁停止命令、施設

⁷ 細菌カンピロバクターによる食中毒とは、鶏、豚、牛等の腸管内に生息している細菌カンピロバクターによる食中毒のこと。

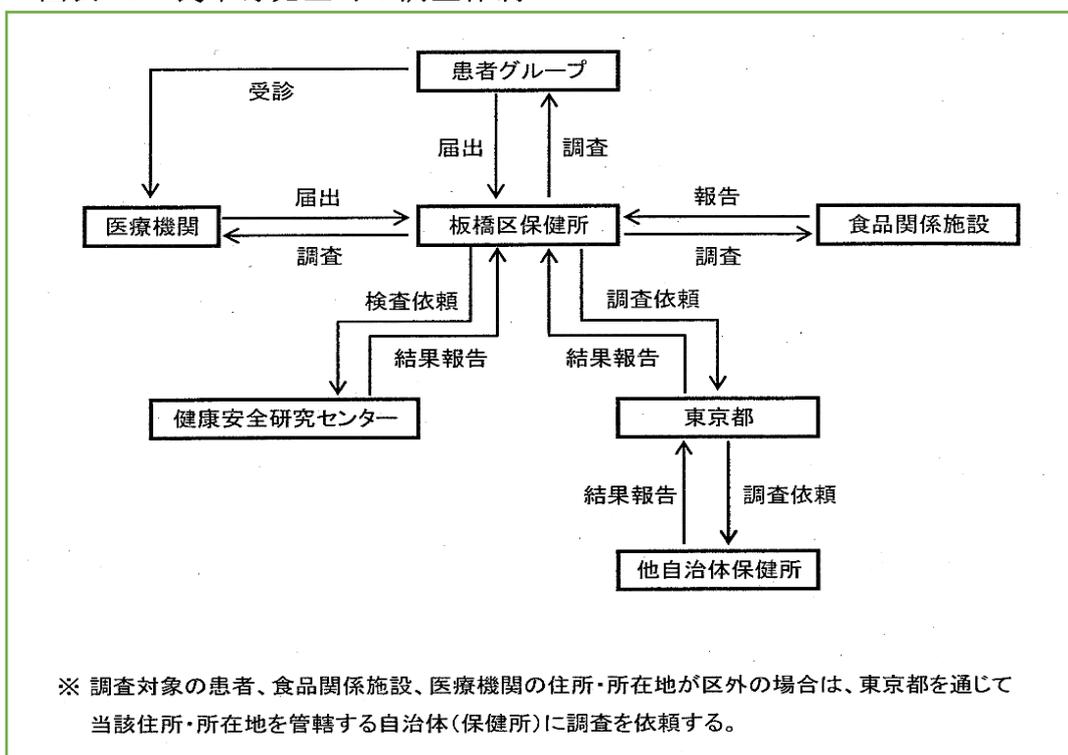
⁸ 寄生虫アニサキスによる食中毒とは、生きたアニサキス幼虫が寄生した魚介類の生食による食中毒のこと。

又は設備の改善命令、又は許可の取消処分を行う。措置を講じた時は、食品衛生上の危害の状況を明らかにするために、食品衛生法第 63 条の規定に基づき、区公式ホームページで公表する。

営業再開に向けては、危害除去のために必要な措置（施設内の消毒、汚染が疑われる食品の廃棄、病原菌を保有する従業員がいる場合は菌陰性化の確認等）を食品事業者が迅速かつ的確に実施できるよう、食品衛生監視員が監視指導を行うとともに、食品事業者及び従業員の衛生教育も実施する。

食中毒発生時の調査体制は、図表 15 のとおりである。

図表 15 食中毒発生時の調査体制



生活衛生課提供資料

過去 3 年間の食中毒発生による行政処分は、年間 1 件ずつで、いずれも飲食店営業に対するものである。行政処分の状況は、図表 16 のとおりである。

図表 16 行政処分の状況

年度	件数	原因施設	違反理由	措置
平成 27 年度	1 件	飲食店営業 (一般飲食店)	食中毒の発生 (サルモネラ)	営業停止処分 3 日間
平成 28 年度	1 件	飲食店営業 (仕出し)	食中毒の発生 (黄色ブドウ球菌)	営業停止処分 7 日間
平成 29 年度	1 件	飲食店営業 (一般飲食店)	食中毒の発生 (カンピロバクター)	営業停止処分 7 日間

板橋区食品衛生監視指導計画実施結果から引用

原因施設が区外の食中毒事件で、関係者が区内居住、在勤者等である場合は、原因施設を管轄する自治体の依頼により、検便を含む疫学調査を実施している。食中毒関連調査は、図表 17 のとおりである。

図表 17 食中毒関連調査

年度	件数	対象者数	患者数	調査対象施設数
平成27年度	40	98人	38人	7
平成28年度	49	154人	53人	12
平成29年度	44	151人	28人	17

板橋区の保健衛生から引用

(6) 自主的衛生管理の推進

区は、食品衛生法第 61 条第 2 項に基づき、板橋区食品衛生推進員設置要綱を定め、食品衛生推進員⁹を設置している。食品衛生推進員は、板橋区食品衛生協会¹⁰ 会員の中から、飲食店、食品販売業、旅館業等を営む 12 名と社会福祉施設など区内給食施設の栄養士 3 名が区長から委嘱されている。職務としては、食品事業者からの相談に応じ助言を行うほか、地域の食品衛生に関する情報収集や保健所が実施する食品衛生に関する普及啓発活動の協力などがある。食品衛生推進員

⁹ 食品衛生推進員とは、食品事業者の食品衛生の向上に関する自主的な活動を促進するため、社会的信望があり食品衛生の向上に熟意と識見を有する人を、区が同設置要綱に基づいて委嘱している。食品衛生行政への協力や営業者等への相談・助言等の活動を通じて、食品関係営業施設での自主的な衛生管理の推進のために活動する。

¹⁰ 板橋区食品衛生協会とは、区内の食品関係 46 業種の同業組合で構成された団体のこと。

連絡会議では、地域の食品衛生の向上などに関する必要な提言や推進員間の情報共有を行っている。年2回開催している同連絡会議のテーマは、平成28年2月以降全て「最近の食品衛生事情」として食中毒の発生状況等の内容であったため、内容を工夫していくことも必要である。

このほか、板橋区食品衛生協会の食品衛生自治指導員¹¹は、食品事業者に衛生管理に関する情報及び技術を提供し、日頃から自主的衛生管理の支援を行っている。

食品衛生監視員は、日々の監視指導の中で、食品事業者へ周知・助言や自主的な衛生管理を推進してきた。今後も、板橋区食品衛生協会や区の食品衛生推進員と協力し、自主的衛生管理の推進をしていくことが不可欠である。

区は、食品事業者や消費者に対し衛生講習会を実施している。事業者向けとしては、営業許可更新時講習会のほか、学校・保育園・社会福祉施設の調理従事者向けに業態別実務講習会などを実施している。

消費者向けとしては、高齢者団体、小学校PTA、文化祭関係者や消費者懇談会に赴き衛生講習会を実施している。回数については計画を上回っているが、参加者は年々減少している。

過去3年間の衛生講習会実施状況は、図表18のとおりである。

図表18 衛生講習会実施状況 (単位：回・人)

区 分		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実施	計画	実施	計画	実施
事業者向け講習会	回数	80	85	80	95	80	87
	受講者数	—	1,860	—	2,017	—	1,619
消費者向け講習会	回数	10	17	10	26	10	11
	受講者数	—	1,219	—	953	—	699

板橋区食品衛生監視指導計画及び実施結果から引用

¹¹ 食品衛生自治指導員とは、自主衛生管理を確立し、施設の衛生水準向上を図るため、同自治指導員養成教育の課程を修了した者に対して食品衛生協会が委嘱する者のこと。同指導員は保健所に協力しながら、担当した店舗の食品衛生の指導・相談に応じる。

近年は、子ども食堂や福祉カフェ、炊き出し等、ボランティアやNPO法人が飲食を提供するような地域で人のつながりを重視する活動も増加してきている。定期的に食品等を提供する者に対しては、衛生管理について、保健所が適切な助言・指導を行う必要がある。

なお、国は、現在 HACCP¹² 用いた自主衛生管理を平成 30 年 6 月の食品衛生法等の一部改正により制度化し、3 年後には義務化することとした。これまで現場の感覚に頼っていた衛生管理を見える化すること、衛生管理のポイントを明確にし、かつ必要に応じて記録することは、区内に多くある中小零細な製造業や多数のメニューを取り扱う一般的な飲食店へ原則どおりに導入することは難しい。食品衛生監視員は、食品事業者に対して、HACCP の概念を分かりやすく解説するとともに、衛生管理計画策定を支援していくこととしている。

また、都では、平成 15 年に食品衛生自主管理認証制度を創設したが、認証の取得は容易ではなく、区内で認証を受けた事業者は 11 事業者である。都はこの現状を踏まえて、認証取得について段階的推進プログラムを導入し、この制度を推進することとしている。

¹² HACCP とは、Hazard Analysis and Critical Control Point の略。これまでの衛生管理の考え方や方法に加え、原料の入荷から製造・出荷までの全ての工程においてあらかじめ危害を予測し、その危害を予防、消滅、許容量までの減少をするための重要管理点を特定。そこを継続的に監視・記録し、異常が認められたらすぐに対策を取り、解決していくことで、不良品の出荷を未然に防いでいく衛生管理方法。

5 環境衛生

区は、区民が安心して暮らせるよう、環境衛生関連施設の衛生水準を確保し、健康被害を未然に防止するため、関係施設の許可、確認、監視指導及び衛生検査を行っている。

区内には、理容所、美容所、旅館、公衆浴場及び興行場等の環境衛生営業施設が約 2,000 か所あり、また衛生管理が必要な飲料水供給施設が約 9,000 か所ある。

平成 30 年度からは、民泊に係る住宅宿泊事業法が整備されるなど、今後も環境衛生に関する大きな社会状況の変化が予想される。

(1) 営業許可

区内では、理容所、クリーニング所が少しずつ減少する一方で美容所が増加している。平成 29 年度の公衆浴場数は平成 28 年度と比較すると 2 割減少している。旅館業は平成 27 年度と比較すると 6 割増加しており、簡易宿所が増えている。

各営業許可、届出状況は、図表 19 のとおりである。

図表 19 各営業許可、届出状況

(単位：件)

区 分	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	新規	廃止	総数	新規	廃止	総数	新規	廃止	総数
理 容 所	8	19	342	11	17	336	4	15	325
美 容 所	44	42	634	30	27	637	50	39	648
ク リ ー ニ ン グ 所	12	14	418	6	15	409	13	26	396
興 行 場	0	0	6	0	0	6	0	0	6
旅 館 業	0	1	16	10	1	25	1	0	26
公 衆 浴 場	1	3	73	1	0	74	0	15	59
プ ー ル ※	0	0	111	2	0	113	0	3	110
水 道 施 設	3	112	9,107	5	31	9,081	4	200	8,885
温 泉 利 用 施 設	1	1	4	0	0	4	0	0	4
墓 地 ・ 納 骨 堂 ・ 火 葬 場	0	0	90	2	0	92	1	0	93
特定建築物(区所管)	1	1	63	0	0	63	0	2	61
合 計	70	193	10,864	67	91	10,840	73	300	10,613

※ 条例外小規模プールは含まない。

① 理容所、美容所、クリーニング所

理容所、美容所、クリーニング所（貸おしぼり施設含む）を開業しようとする者は、理容師法、美容師法並びにクリーニング業法に基づき、保健所長¹³宛て、位置、構造設備等必要な事項を届出なければならない。保健所長は、法令の基準に適合していると確認したときは、確認証を交付する。クリーニング無店舗取次店は、届出証を交付する。

理容所・美容所・クリーニング所の手続の流れは、図表 20 のとおりである。

図表 20 理容所・美容所・クリーニング所の手続の流れ

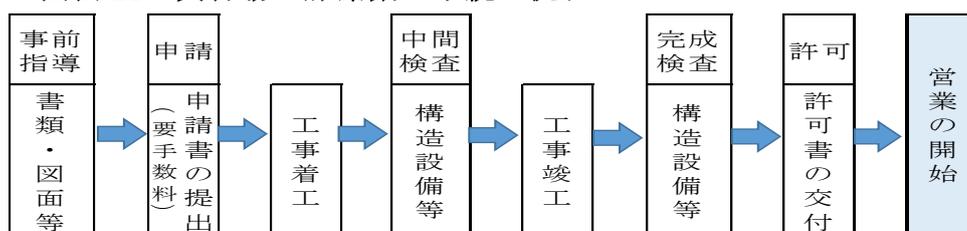


② 興行場、旅館業

映画館等の興行場、旅館業（旅館・ホテル、簡易宿所、下宿）を営もうとする者は、興行場法並びに旅館業法に基づき、保健所長¹³宛て、営業許可の申請を行わなければならない。保健所長は、興行場、旅館業が法令の基準に適合していると確認したときは、営業許可書を交付する。

興行場・旅館業の手続の流れは、図表 21 のとおりである。

図表 21 興行場・旅館業の手続の流れ



¹³ 保健所長は、板橋区保健所長委任規則により環境衛生関係法等の営業許可に関する事務を区長から委任されている。(P24 から P27 まであり)

③ 公衆浴場

公衆浴場を営もうとする者は、公衆浴場法に基づき、保健所長¹³宛て、営業許可の申請を行わなければならない。保健所長は、法令の基準に適合していると確認したときは、営業許可書を交付する。営業者は施設完成時に営業開始届を提出しなければならない。環境衛生監視員は、随時工事の進捗状況を監視し、許可時の構造設備に合致しているか指導する。

④ プール

プールを経営しようとする者は、板橋区プール等の衛生管理に関する条例に基づき、保健所長¹³宛て、営業許可の申請を行わなければならない。保健所長は、申請時の書類審査と施設工事の進行状況確認や竣工後の現場調査を行い、条例の基準に適合していると確認したときは、営業許可書を交付する。

学校プールを運営する場合は、保健所長¹³宛て、届出を行わなければならない。一般へ開放する学校開放プールは、営業の許可申請が必要である。

容量 50 m³未満の小規模プールは、届出及び営業許可申請の対象ではないが、同条例に規定する構造設備及び措置基準に準じて、施設を衛生的に管理するよう努めなければならない。

⑤ 水道施設

専用水道¹⁴の布設工事を行おうとする者は、その工事に着手する前に水道法に規定する施設基準に適合するものであることについて、保健所長¹³の確認を受けなければならない。給水を開始する前に、保健

¹⁴ 専用水道とは、寄宿舎、社宅等における自家用の水道等で、100人を超える者に居住に必要な水を供給するもの、又は1日最大給水量（飲用、炊事用、浴用など生活用水）が20 m³を超えるものをいう。

所長¹³宛て、給水開始届を提出する。現在、専用水道施設は11か所（平成29年度）ある。

簡易専用水道¹⁵の設置者が給水を開始した時は、保健所長¹³宛て、簡易専用水道給水開始報告書の提出を求めている。現在、簡易専用水道は829か所（平成29年度）ある。

小規模給水施設¹⁶の設置者は、都水道局長宛て、貯水槽水道設置届を提出する。保健所は、都水道局から同設置届の情報を得て、対象施設を把握し、小規模給水施設台帳の整備に努めている。現在、小規模給水施設は8,045か所（平成29年度）ある。

このほか、水道の布設がなく利用者が専ら井戸水を飲用している井戸（専用井戸）は、区内17か所あり、環境衛生監視員は、その使用状況の把握に努めている。

⑥ 温泉利用施設

温泉を公共の浴用、飲用に供しようとする者は、温泉法に基づき、保健所長¹³宛て、利用許可の申請を行うとともに、温泉成分等の掲示内容の届出を行わなければならない。保健所長は、法令の基準に適合していると確認したときは、利用許可書を交付する。

温泉の利用以外の土地の掘削、増掘、動力の装置及び温泉の採取の許可等は都の所管である。

⑦ 墓地、納骨堂又は火葬場

墓地、納骨堂又は火葬場を営もうとする者は、墓地、埋葬に関する法律に基づき、保健所長¹³宛て、経営許可の申請を行わなければな

¹⁵ 簡易専用水道とは、水道から供給される水を一旦水槽に貯めてから給水する水道施設のうち、受水槽の有効容量が10m³を超える水道施設をいう。

¹⁶ 小規模給水施設とは、貯水槽の有効容量が10m³を超えない受水槽、高置水槽及び給水栓等の飲用水を供給するための工作物で、水道法及び建築物衛生法の適用外の給水施設をいう。

らない。保健所長は、法令の基準に適合していると確認したときは、経営許可書を交付する。申請者は、地方公共団体のほか、宗教法人、公益法人に限定され、営利を目的とする者は対象としていない。

許可申請前に標識設置届、地域説明会の報告や協議報告を経るなど、多くの手続や協議を要するため、工事完了届に基づく施設検査から許可書を交付するまでに1年から2年かかる場合もある。

⑧ 特定建築物

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「建築物衛生法」という。）に基づく特定建築物とは、特定用途（興行場、遊技場、美術館、図書館、店舗、事務所等）に供せられる延べ床面積が3,000㎡以上の建築物をいう。特定用途の延べ床面積が10,000㎡以下の建築物については、特別区が検査を所管し、特定用途の延べ床面積が10,000㎡を超える建築物は、都が検査を所管している。特定建築物の所有者等は、保健所長¹³宛てに特定建築物届書を提出しなければならない。区が検査を所管する延べ床面積10,000㎡以下の特定建築物は61件（平成29年度）ある。

（2）環境衛生の監視指導計画

環境衛生に関しては、環境衛生事業計画を毎年度作成し、各営業者及び営業施設などの監視指導を実施している。この事業計画には環境衛生関係施設の許可・監視指導に関することのほか、住宅宿泊事業の届出受理や指導に関すること、建築物における衛生的環境の確保、住居衛生、災害時における消毒等について定めている。このほか受水槽や飲用井戸の衛生指導、環境衛生強調週間事業、衛生講習会などが盛り込まれている。

平成30年度一斉監視実施時期・目標は、図表22のとおりである。

図表 22 平成 30 年度一斉監視実施時期・目標

対象施設	対象施設数	実施率 (%)	実 施 時 期 4,5,6,7,8,9,10,11,12,1,2,3	実施目標数	備 考	
	H29年度末現在					
理 容 所	327	15	⇔	49		
美 容 所	649	15	⇔	97		
パ ー ク ロ 使 用 施 設	15	50	⇔	8	その他のドライ溶剤使用施設については日常監視で把握	
貸 し お し ぼ り	5	100	⇔	5	不適施設は再検査	
興 行 場	6	100	⇔ ⇔	6		
旅 館 業 法 施 設	26	100	⇔	26	レジオネラ属菌検査(循環式浴槽) 不適施設は再検査、1件は廃業指導中	
浴 場 施 設	普 通 公 衆 浴 場	32	100	⇔	32	レジオネラ属菌検査、検査記録の確認 不適施設は再検査
	高 齢 者 利 用 施 設	6	100	⇔	6	ふれあい館(レジオネラ属菌検査)
	サ ウ ナ 等	20	100	⇔	20	レジオネラ属菌検査
温 泉 利 用 施 設	3	100	⇔	3	レジオネラ属菌検査	
プ ー ル	許 可	23	100	⇔	23	開放プール、子どもの池 レジオネラ属菌検査(加温・循環施設)
	学 校	87	100	⇔	87	
小 規 模 プ ー ル	保育施設等	100	⇔			
特 定 建 築 物	61	33	⇔	20		
健 康 快 適 住 居 環 境 推 進 事 業	目標(20)		⇔		平成29年度実績:11件	
住 宅 宿 泊 事 業 施 設			⇔		必要に応じて	

レジオネラ属菌の検査:公衆浴場・旅館業(循環ろ過式入浴槽を持つ施設)・プール(加温装置を設けて温水を循環利用するもの)

衛生講習会:学校、保育園等のプールの管理者を対象に行う。また、浴場施設の管理者を対象に随時行う。

環境衛生営業強調週間事業:平成31年2月

板橋区環境衛生事業計画から引用

平成 27 年度は、重点監視指導事業として、プール水レジオネラ属菌検査を実施したが、平成 28 年度以降は、旅館業法の改正や住宅宿泊事業法の施行準備のため、重点監視指導項目は設けられていない。重点監視指導項目は、毎年の監視指導及び検査結果に基づき、継続的に設定し、取り組む必要がある。

また、環境衛生事業計画は公表されておらず、区民が環境衛生営業施設等への監視指導について知る機会がほとんどない。

(3) 監視指導状況

環境衛生及び建築物衛生に関する監視指導は、8名の環境衛生監視員が行っている。

区内の環境衛生施設や建築物等の安全性を確保し、事故や感染症を未然に防止するため、各法令に基づき、構造設備や水質及び空気環境検査を実施するなどの監視指導を行っている。

各営業施設別監視指導状況は、図表 23 のとおりである。

図表 23 各営業施設別監視指導状況 (単位：件)

区 分	平成27年度				平成28年度				平成29年度			
	総数	監視指 導件数	監視指導率		総数	監視指 導件数	監視指導率		総数	監視指 導件数	監視指導率	
			計画	実施			計画	実施			計画	実施
理 容 所	342	115	15%	33.6%	336	72	15%	21.4%	325	49	15%	15.1%
美 容 所	634	223	15%	35.2%	637	145	15%	22.8%	648	179	15%	27.6%
ク リ ー ニ ン グ 所	418	81	—	19.4%	409	41	—	10.0%	396	33	—	8.3%
パークロ使用施設※1	19	11	50%	57.9%	18	10	50%	55.6%	18	6	50%	33.3%
貸しおしぼり施設※2	5	7	100%	140.0%	5	5	100%	100.0%	5	5	100%	100.0%
興 行 場	6	5	100%	83.3%	6	6	100%	100.0%	6	6	100%	100.0%
旅 館 業	16	21	100%	131.3%	25	56	100%	224.0%	26	46	100%	176.9%
公 衆 浴 場												
普 通 公 衆 浴 場	34	50	100%	147.1%	34	60	100%	176.5%	32	46	100%	143.8%
高 齢 者 利 用 施 設 ※3	20	20	100%	100.0%	20	20	100%	100.0%	7	6	100%	85.7%
サ ウ ナ 等	19	37	100%	194.7%	20	31	100%	155.0%	20	28	100%	140.0%
プ ール												
許 可 施 設	24	62	100%	258.3%	24	45	100%	187.5%	23	31	100%	134.8%
届 出 (学 校) 施 設	87	86	100%	98.9%	89	83	100%	93.3%	87	73	100%	83.9%
小 規 模 プ ール 施 設 ※4	223	174	100%	78.0%	202	93	100%	46.0%	200	79	100%	39.5%
水 道 施 設												
専 用 水 道	11	—	—	—	11	—	—	—	11	—	—	—
簡 易 専 用 水 道	874	29	—	3.3%	865	14	—	1.6%	829	25	—	3.0%
法 令 外 小 規 模 給 水 施 設	8,222	10	—	0.1%	8,205	6	—	0.1%	8,045	2	—	0.0%
温 泉 利 用 施 設	4	8	—	200.0%	4	9	—	225.0%	4	8	—	200.0%
墓 地 ・ 納 骨 堂 ・ 火 葬 場	90	8	—	8.9%	92	11	—	12.0%	93	10	—	10.8%
特 定 建 築 物 (区 所 管)	63	32	50%	50.8%	63	23	50%	36.5%	61	22	50%	36.1%
合 計	11,087	961	—	—	11,042	715	—	—	10,813	643	—	—

※1 クリーニング所のパークロ施設とは、パークロルエチレン使用施設のことで内数

※2 クリーニング所の貸しおしぼり施設は、内数

※3 高齢者利用施設は平成29年度「いこいの家」廃止により減少

※4 小規模プールは、実施していない施設もあるため総数は未確定

① 理容所、美容所

理容所、美容所は、湯沸かし器・ボイラー・蒸し器・暖房器具等の多くの燃焼器具を使用しているため、一酸化炭素による事故の危険や空気の汚れ等、安全性を確認する必要がある。環境衛生監視員は、暖房器具を使用する冬季に空気検査を実施するとともに、器具の消毒、衛生措置等の実情に応じた監視指導を行っている。

② クリーニング所

クリーニング所の中には、ドライ溶剤で毒性の高いパークロルエチレンを使用している施設があり、環境衛生監視員は、作業所及びドライ機周囲でのパークロルエチレン濃度の検査を行い、従事者の中毒事故防止を図っている。

貸しおしぼり施設では、おしぼりの製造工程や保管、配送における衛生管理について立入検査を行うとともに、細菌検査も行っている。

③ 興行場、旅館業

興行場、旅館業は、多数の人々が利用する施設であるため、環境衛生監視員が年1回以上の立入検査を行い、場内の空気検査や旅館内の浴槽水の検査を実施し、施設が衛生的かつ快適に保たれるよう監視指導を行っている。

④ 公衆浴場、温泉施設

公衆浴場、温泉施設については、環境衛生監視員が年1回以上、浴槽水の水質検査（レジオネラ属菌を含む）を行っている。夜間営業の浴場施設に対しては、夜間混雑時における浴槽水の採取を実施している。

高齢者などが生活する社会福祉施設¹⁷の浴場は、公衆浴場法の対象ではないが、レジオネラ症発生の危険があるため、施設に対して助言、指導を行っている。

⑤ プール

プールは、施設の管理状況を環境衛生監視員が検査している。採水検査では、塩素（消毒薬）濃度や有機物の超過等を確認している。夜

¹⁷ 社会福祉施設とは、特別養護老人ホーム、グループホーム、児童養護施設及び障がい者施設等のこと。

間営業プールについては夜間に、通年施設については冬季も随時監視及び水質検査を実施している。

区内小・中学校等の学校プールは、文部科学省が定める、水泳プールの管理基準に基づき、各学校で水質検査等を実施している。環境衛生監視員は、許可プールに準じた扱いにより、監視指導をしている。

乳幼児が生活する保育施設の園庭で水浴びするような夏季限定のビニールプールは、条例外の小規模プールの位置付けであるが、水温、残留塩素濃度等の検査を行っている。

⑥ 水道施設

専用水道、簡易専用水道の設置者は、定期的な検査を実施するとともに、その内容を区へ報告することが義務付けられている。環境衛生監視員は、この定期報告に不備・不適切があった場合やこれを怠っている施設に対して、個別に指導を実施している。

小規模給水施設については、水道法上の維持管理が義務付けられていないが、環境衛生監視員は、東京都板橋区小規模給水施設の衛生管理指導要綱に基づき、設置者が年1回の受水槽や高置水槽の清掃、定期的な点検、水質検査を行うよう指導している。設置者からの相談に対し、必要に応じて現場調査を行い、助言や衛生指導も行っている。

また、井戸水は、微生物混入や地下水汚染により飲用に適さない可能性があるため、飲用しないよう指導している。飲用する場合は、水質検査を受けるように助言している。

⑦ 特定建築物

特定建築物については、建築物衛生法に基づき、環境衛生監視員が特定建築物の室内環境衛生の維持・向上を目的として立入検査等の監視指導を行っている。立入検査は、図面及び帳簿書類の審査、設備構造や維持管理状況の検査、空気環境測定等を行っている。このほか、

清掃、ねずみ・害虫等の発生防止の指導も行っている。

⑧ 墓地、納骨堂、火葬場

火葬場は、環境衛生監視員が必要に応じて立入検査（施設、帳簿、書類等）することができる。

墓地、納骨堂については、立入検査する権限はないが、施設の管理者から必要な報告（管理状況や利用可能な基数）を求めることができる。

⑨ その他

コインランドリー、コインシャワー施設は、板橋区コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生指導要綱並びに板橋区コインシャワー営業施設の衛生指導要綱に基づき、苦情、相談があった場合等に、監視指導を実施している。

コインランドリー施設等の届出、監視指導状況は、図表 24 のとおりである。

図表 24 コインランドリー施設等の届出、監視指導状況（単位：件）

区 分	平成27年度				平成28年度				平成29年度			
	届出状況			監視 指導	届出状況			監視 指導	届出状況			監視 指導
	開設	廃止	総数		開設	廃止	総数		開設	廃止	総数	
コインランドリー	9	5	105	23	15	2	118	20	9	3	124	37
コインシャワー	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	1	0

板橋区の保健衛生から引用

(4) 理化学検査の不適合割合が高い業種への対策

立入検査を実施した結果、不適合割合が高い施設は、公衆浴場、興行場、プールである。

板橋区基本計画 2025 では、理化学検査に基づく指導数の割合を平成 26 年度 8 % から平成 37 年度 0 % になる目標値を設定している。

環境衛生監視員は、監視指導結果や区民から寄せられる苦情などを十分に分析し、重点監視計画を立て、効率的、効果的な監視指導を実施し、不適合割合を減少させる必要がある。

過去3年間の立入検査に対する不適合件数は、図表25のとおりである。

図表25 立入検査に対する不適合件数 (単位：件)

区分	平成27年度				平成28年度				平成29年度				
	立入検査	適合	不適合	不適合割合	立入検査	適合	不適合	不適合割合	立入検査	適合	不適合	不適合割合	
理容所	59	56	3	5.1%	31	30	1	3.2%	49	49	0	0.0%	
美容所	101	99	2	2.0%	64	63	1	1.6%	96	95	1	1.0%	
パークロ使用施設 ※1	8	7	1	12.5%	8	7	1	12.5%	3	3	0	0.0%	
貸しおしぼり施設 ※2	7	5	2	28.6%	6	5	1	16.7%	5	5	0	0.0%	
興行場	5	4	1	20.0%	6	4	2	33.3%	6	5	1	16.7%	
旅館業	2	2	0	0.0%	2	2	0	0.0%	1	0	1	100%	
普通公衆浴場	39	26	13	33.3%	37	26	11	29.7%	36	23	13	36.1%	
その他の公衆浴場	36	28	8	22.2%	38	30	8	21.1%	23	16	7	30.4%	
プール	許可施設	42	31	11	26.2%	42	34	8	19.0%	28	21	7	25.0%
	届出(学校)施設	76	68	8	10.5%	68	56	12	0	59	54	5	8.5%
	小規模プール	132	※適・不適の判定はしない。改善指導のみ。			89	※適・不適の判定はしない。改善指導のみ。			75	※適・不適の判定はしない。改善指導のみ。		
特定建築物(区所管)	31	※適・不適の判定はしない。改善指導のみ。			19	※適・不適の判定はしない。改善指導のみ。			19	※適・不適の判定はしない。改善指導のみ。			

※1 クリーニング業のパークロエチレン使用施設のこと

板橋区の保健衛生から引用

※2 クリーニング業の貸しおしぼり施設のこと

※ 立入検査は延べ数

(5) 自主衛生管理の推進

板橋区環境衛生協会¹⁸は、区が行う保健衛生事業並びに環境衛生の改善に協力し、公衆衛生の思想と環境衛生関係各業態の発展を目的に活動している。毎年2月には、環境衛生強調週間事業を保健所と共催で実施しており、保健衛生に関する知識の普及、自主管理活動の充実・向上及び健康増進を総合的に推進している。

平成29年度は「働くあなたの肩こり、腰痛予防対策」をテーマとして研修会を実施した。受講者である環境衛生自治指導員及び一般会員に対して、施設掲示用の環境衛生研修会受講済ステッカーを配

¹⁸ 板橋区環境衛生協会とは、区内の同業組合で構成された団体で、研修会や優良店舗等の表彰、行政が行う事業への協力をしている。

布している。

受講済ステッカーは、図表 26 のとおりである。

保健所や板橋区環境衛生協会加盟店舗において、ポスターを掲示し、区民からの環境衛生に関する相談にも応じている。

また、東京都環境衛生協会の自主事業として、環境衛生自治指導員制度¹⁹ や会員に対する「自主管理点検票」²⁰ の配布などを板橋区環境衛生協会が行っている。

環境衛生監視員は、このような環境衛生協会の活動を支援するとともに、衛生情報の提供機能を強化するなど、一層の連携が必要である。

さらに、区内公共施設における自主衛生管理を推進するため、環境衛生監視員が、施設を管理する保育園長会等へ赴き、衛生指導を実施するなど、庁内各関係部署とも積極的に連携している。

図表 26 受講済ステッカー



生活衛生課提供資料

¹⁹ 環境衛生自治指導員制度とは、環境衛生協会が4施設に一人という基準で、会員の中から指導員を委嘱し、区内の営業施設を年2回巡回しながら各種相談及び指導を行う制度のこと。

²⁰ 自主管理点検票とは、施設の衛生水準の維持・向上を図るために、板橋区環境衛生協会が毎年全会員に配布し、月1回の点検時に活用後、年度末に回収、保健所へ提出されるものこと。

6 獣医衛生

区は、獣医衛生関係施設の業務として化製場等に関する法律及び東京都動物質原料の運搬等に関する条例に基づく許可及び監視指導を行っている。

化製場等の事務は、許可等の一部の事務が都に留保されていたが、平成12年4月から特別区へ権限移譲となった。

現在、担当する管理・衛生検査グループは、動物の愛護及び管理に関する法律や狂犬病予防法等、動物の適正飼養に関する獣医衛生業務を担っている。

(1) 飼養又は収容の許可

現在、区内に化製場はなく、化製場等に関する法律に該当する施設としては、動物を飼養又は収容する施設にあたる畜舎（牛・馬・豚・めん羊・やぎ・犬）のみである。畜舎及び家禽舎（^{かきんしゃ}鶏・あひる）を開設しようとする者は、化製場等に関する法律に基づき、動物の種類ごとに、保健所長²¹宛て、動物の飼養又は収容の許可申請を行わなければならない。保健所長は、法令の基準に適合していると確認したときは、動物の飼養又は収容の許可書を交付する。

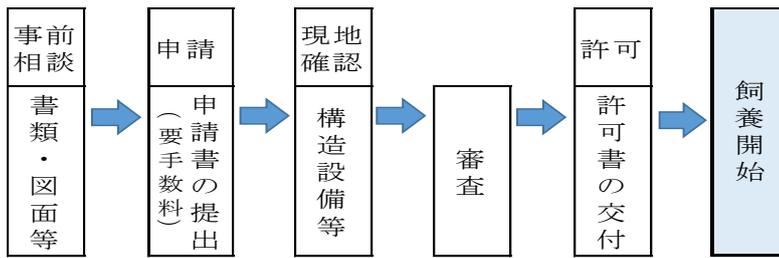
現在、許可している施設は、区立こども動物園、幼稚園やペットショップ等12施設、16畜舎ある。

動物の飼養又は収容施設の手続の流れは、図表27のとおりである。

動物の飼養又は収容施設（畜舎）の許可状況は、図表28のとおりである。

²¹ 保健所長は、板橋区保健所長委任規則により化製場等に関する法律及び動物質原料の運搬に関する条例に基づく収容及び飼養許可に関する事務を区長から委任されている。

図表 27 動物の飼養又は収容施設の手続の流れ



図表 28 動物の飼養又は収容施設（畜舎）の許可状況

区 分	施設数	種類	許可畜舎数
区立こども動物園	2	3種	4
病院（実験動物）	3	2種	4
警察犬訓練所	1	1種	1
幼稚園	1	2種	2
専門学校	1	1種	1
ペットショップ	3	1種	3
ペットホテル	1	1種	1
合 計	12	—	16

許可が必要となる動物の種類と頭数

牛	馬	豚	めん羊	やぎ	犬	鶏	あひる
1頭	1頭	1頭	4頭	4頭	10頭	100羽	50羽

※ 鶏、あひるは30日未満のひなを除く。

(2) 監視指導状況

獣医衛生関係施設の監視指導は、管理・衛生検査グループの職員が行っている。

動物の飼養又は収容施設である畜舎に対する監視指導は、平成26年度の2件を最後に、過去3年間0件である。監視状況を遡ると、平成21年を最後に8年間確認していない施設がある。

畜舎の監視状況は、図表29のとおりである。

図表 29 畜舎の監視指導状況

(単位：件)

区分	施設数	監視数	監視率	区分	施設数	監視数	監視率
平成20年度	13	2	15.4%	平成25年度	14	3	21.4%
平成21年度	13	10	76.9%	平成26年度	16	2	12.5%
平成22年度	14	5	35.7%	平成27年度	16	0	0%
平成23年度	14	0	0%	平成28年度	16	0	0%
平成24年度	14	0	0%	平成29年度	16	0	0%

※ 監視数は延べ数

板橋区の保健衛生から引用

生活衛生課は、動物の飼養又は収容施設について、許可及び立入検査等の監視指導業務を適正かつ計画的に実施できる体制を整備する必要がある。

(3) 手続に関する周知

化製場等に関する法律に基づく必要な手続について、現在、区公式ホームページやいたばしわたしの便利帳などで確認することはできない。相談窓口や申請手続に関する情報を分かりやすく広報することが必要である。

7 医事衛生

区は、地域の医療施設の衛生水準を確保し、区民に適正な医療サービスが行われるよう医療法などの関係法令に基づき、医療施設についての届出の受理及び監視指導を行っている。

また、「患者の声相談窓口」を開設し、中立の立場で患者・家族と医療機関等との信頼関係の構築を支援している。

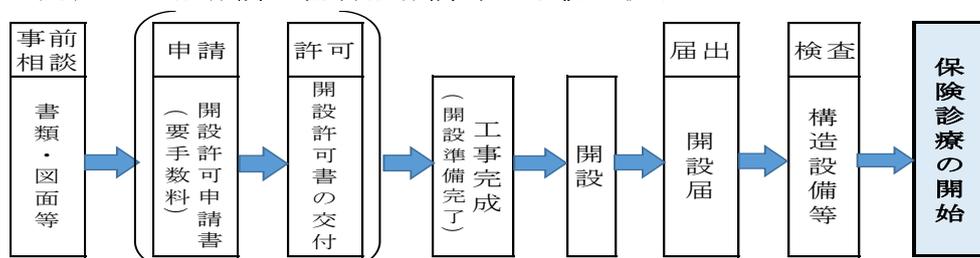
(1) 開設許可及び届出

区内で、診療所、歯科診療所、助産所、施術所²²（出張施術含む）、歯科技工所を開設する者は、医療法等関係法令に基づき、施設の工事が完成し、開設後 10 日以内に、保健所長²³ 宛て、開設届を提出する。

なお、診療所・歯科診療所を法人が開設する場合は、工事着工前に、保健所長宛て、開設許可の申請を行わなければならない。保健所長は、法令の基準に適合すると確認したときは、開設許可書を交付する。開設者は、工事完成後、保健所長宛て、開設届を提出する。医療監視員は、開設届受理後に確認検査を実施する。診療所、歯科診療所の開設者は、開設届提出後、関東信越厚生局で社会保険指定手続をし、保険診療を開始する。

診療所・歯科診療所等の手続の流れは、図表 30 のとおりである。

図表 30 診療所・歯科診療所等の手続の流れ



※ 診療所、歯科診療所を法人が開設する場合は、（ ）内のとおり、開設許可申請が必要

²² 施術所とは、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師が施術を行うための施設。一般には鍼灸院、接骨院、整骨院などの名称で呼ばれることが多い。

²³ 保健所長は、板橋区保健所長委任規則により医療法等の関係事務を区長から委任されている。

また、衛生検査所を開設する者は、臨床検査技師等に関する法律に基づき、保健所長宛て、衛生検査所登録申請を行わなければならない。保健所長は、法令の基準に適合していると確認したときは、同登録証明書を交付する。

過去3年間の診療所や歯科診療所数の推移は横ばいであるが、新規、廃止件数は多い。施術所及び出張施術業務者は、新規開設・廃止届の件数も多く、施設総数も増加している。

診療所等の開設許可及び届出状況は、図表31のとおりである。

図表31 診療所等の開設許可及び届出状況 (単位：件)

区 分	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	新規	廃止	総数	新規	廃止	総数	新規	廃止	総数
病 院 ※	2	1	42	2	2	42	0	0	42
診 療 所	27	25	388	24	23	389	21	24	386
歯 科 診 療 所	13	16	353	9	9	353	8	11	350
助 産 所	0	0	11	1	0	12	2	0	14
施 術 所	46	26	647	33	24	656	63	38	681
出張施術業務者	23	8	429	21	5	445	14	6	453
歯 科 技 工 所	4	3	89	0	1	88	4	4	88
衛 生 検 査 所	2	2	9	0	0	9	1	0	10
合 計	117	81	1,968	90	64	1,994	113	83	2,024

※病院は、都の経由事務で、審査、許可書の作成は都

なお、病院の開設許可申請に係る事務や医師、歯科医師等の免許申請、業務従事者届出事務等は、都の経由事務として保健所が受付窓口になっている。

(2) 監視指導状況

医療関係施設の監視指導は、7名の医療監視員が行っている。

有床診療所²⁴については、医療監視員が3年以内に全施設を立入検査することとしているが、過去3年間では75%の実施である。

²⁴ 有床診療所とは、19人以下の患者を入院させるための施設を有する診療所のこと。病院とは、20人以上の患者を入院させるための施設。

衛生検査所²⁵は、板橋区衛生検査所精度管理非常勤専門委員設置要綱に基づき、区が任命した同委員が医療監視員に同行し、2年以内に全施設を立入検査することとしており、計画を達成している。

施術所等は、医療監視員が構造設備や広告規制の確認を行うこととなっている。広告については、柔道整復師法等に規定されている項目（業務の種類、名称、施術日、施術時間等）以外の効果や技量の表示はしてはならないが、違反事案が増加していることから、平成30年度から重点監視事業として一斉監視することとしている。

病院や診療所、歯科診療所、助産所、歯科技工所及び施術所の監視指導は、苦情などが寄せられたときに行っている。

医療施設等監視指導状況は、図表32のとおりである。平成29年度柔道整復師法等の広告違反件数は、図表33のとおりである。

図表 32 医療施設等監視指導状況

(単位：件)

区 分	平成27年度				平成28年度				平成29年度			
	総 数	監視指 導件数	監視指導率		総 数	監視指 導件数	監視指導率		総 数	監視指 導件数	監視指導率	
			計 画	実 施			計 画	実 施			計 画	実 施
病 院	42	8	—	19.0%	42	3	—	7.1%	42	13	—	31.0%
診 療 所	381	47	—	12.3%	381	32	—	8.4%	376	34	—	9.0%
有床診療所	8	2	37.5%	25.0%	8	2	37.5%	25.0%	8	2	37.5%	25.0%
歯 科 診 療 所	352	19	—	5.4%	353	12	—	3.4%	352	18	—	5.1%
助 産 所	11	0	—	0.0%	12	0	—	0.0%	14	0	—	0.0%
施 術 所	647	44	—	6.8%	656	34	—	5.2%	679	93	—	13.7%
出張施術所	429	0	—	0.0%	445	0	—	0.0%	453	0	—	0.0%
歯 科 技 工 所	89	5	—	5.6%	88	0	—	0.0%	92	4	—	4.3%
衛 生 検 査 所	9	3	55.6%	33.3%	9	8	55.6%	88.9%	10	3	50.0%	30.0%
合 計	1,968	128	—	—	1,994	91	—	—	2,026	167	—	—

※ 監視指導件数は、延べ数ではなく実数

²⁵ 衛生検査所とは、検体検査を業として行う場所のこと（病院、診療所、助産所又は厚生労働大臣が定める施設内の場所を除く）。

図表 33 平成 29 年度柔道整復師法等の広告違反件数

把握理由	あはき法 ※1	柔道整復師法
新規実査	—	3 件
通常監視	1 件	—
苦情処理時	—	1 件
広告自体の目視確認	2 件	—
区民からの情報提供	1 件	6 件
合計	4 件	10 件

※1 あん摩マッサージ、指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律
 ※ 違反に対して、広告物の破棄、撤去、修正などを指導

また、近年、法律で規制されないカイロプラクティック等いわゆる整体院などが増加しており、勧誘宣伝、効果等を過大に広告するなどの課題に対して、規制のあり方が問題となっている。

(3) 患者の声相談窓口

患者の声相談窓口（電話相談）は、医療法に基づき、患者等の医療に関する苦情・相談等に迅速に対応するとともに、診療所・歯科診療所・薬局・薬店及び施術所への情報提供や助言等を実施することにより、患者等と医療機関との信頼関係の構築を支援するために、平成 19 年 6 月に開設された。相談件数は年間約 800 件ある。

内容は、治療に関する相談や心理相談が多く、医療施設等の監視指導に係る内容については、医療監視員へ情報を引き継いでいる。

過去 3 年間の患者の声相談窓口の相談件数の推移は、図表 34 のとおりである。

図表 34 患者の声相談窓口の相談件数の推移

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
診療所・診療科案内	185 件	187 件	263 件
診療・治療・処方に関すること	166 件	217 件	149 件
健康に関すること	281 件	237 件	123 件
対応接遇に関すること	88 件	121 件	139 件
その他 ※	132 件	60 件	51 件
合計	852 件	822 件	725 件

※ その他とは、「救急隊員の対応が悪かった」「クリニックへの道順を教えて欲しい」「治療した歯の具合が悪いので損害賠償してほしい」等

板橋区の保健衛生から引用

8 薬事衛生

区は、医薬品の品質、有効性及び安全性の確保、これらの使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止、その他必要な施策を実施するため、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）、麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法に基づき、薬局等の許可、届出の受理及び監視指導を行っている。

また、毒物及び劇物取締法に基づき、当該毒物劇物販売業の登録申請等、同業務上取扱者の届出の受理及び監視指導を行っている。

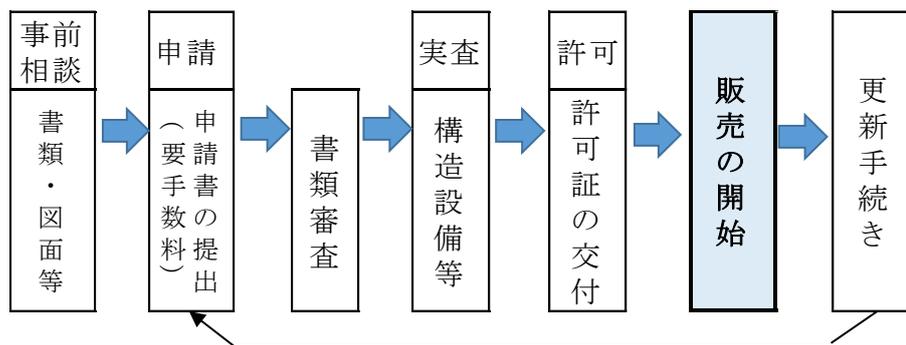
(1) 開設許可等

区内で薬局等を開設し、医薬品を販売する者は、医薬品医療機器等法に基づき、保健所長²⁶宛て、開設許可の申請を行わなければならない。保健所長は、関係法令に基づき、店舗等の管理、構造設備及び医薬品等の取扱いについて基準に適合していると確認したときは、許可証を交付する。

薬局、店舗販売業許可の手続の流れは、図表 35 のとおりである。

薬局等の許可及び届出状況は、図表 36 のとおりである。

図表 35 薬局 店舗販売業許可の手続の流れ



²⁶ 保健所長は、板橋区保健所長委任規則により医薬品医療機器等法の開設許可、毒物及び劇物取締法の登録・届出に関する事務を区長から委任されている。(P43 もあり)

図表 36 薬局等の許可及び届出状況 (単位：件)

区 分	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	新規	廃止	総数	新規	廃止	総数	新規	廃止	総数
薬 局	28	25	257	31	24	264	14	15	263
薬局製造販売医薬品 製造業・製造販売業	0	0	12	0	0	12	1	2	11
店 舗 販 売 業	9	5	95	5	6	94	3	5	92
麻 薬 小 売 業	29	20	198	26	19	205	14	10	209
高度管理医療機器等 販売業・貸与業	26	18	216	16	16	216	10	22	204
高度管理医療機器等 販 売 業	7	3	53	11	4	60	10	7	63
管 理 医 療 機 器 販 売 業	54	12	1,184	36	18	1,202	38	17	1,223
管 理 医 療 機 器 貸 与 業	4	2	469	12	2	479	18	8	489
合 計	157	85	2,484	137	89	2,532	108	86	2,554

また、区内で毒物劇物を販売する者は、毒物及び劇物取締法に基づき、保健所長²⁶宛て、登録申請を行わなければならない。保健所長は、貯蔵設備の構造が法令の基準に適合しているか、毒物劇物取扱責任者の資格を有する者がいるか等確認したときは、登録票を交付する。

法令で規定する毒物劇物の業務上取扱者²⁷は、保健所長宛て、届出を行わなければならない。毒物劇物取扱者等の登録・届出状況は、図表 37 のとおりである。

図表 37 毒物劇物取扱者等の登録・届出状況 (単位：件)

区 分	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	新規	廃止	総数	新規	廃止	総数	新規	廃止	総数
一 般 販 売 業	15	21	163	5	9	159	5	11	153
農業用品目販売業	-	1	1	-	-	1	-	-	1
特定品目販売業	-	-	12	-	3	9	-	-	9
業 務 上 取 扱 者	電気めっき業	-	13	-	2	11	-	1	10
	金属熱処理業	-	0	-	-	0	-	-	0
	運 送 業	-	1	-	-	1	-	1	0
	しるあり防除業	-	0	-	-	0	-	-	0
合 計	15	22	190	5	14	181	5	13	173

²⁷ 業務上取扱者とは、毒物劇物を仕入れて、使用、一定量以上の毒物劇物を運搬する者等のこと。

(2) 監視指導状況

薬局等の監視指導は、7名の薬事監視員が行っている。

薬局、店舗販売業等についての立入検査は、都の一斉監視事業計画に基づき、おおむね3年で全施設に立入る計画であり、7月から10月及び12月から翌2月に実施している。医薬品等の管理及び取扱いなどについて、基準に適合しているか、在庫として保管されている医薬品等の品質及び表示の確認をしている。

このほか、医薬品の広告等に関しても、薬局等の行う医療品の広告の適正化に関する条例（都条例）に基づき、監視指導をしている。

近年、広域展開する薬局及び店舗販売業の大手チェーン店では、系列店同士の薬剤師異動が頻繁にある反面、無登録の薬剤師が従事する等の違反事例があった。生活衛生課は、今後も都や他自治体と連携して、このような薬局等に対し、監視を強化していくこととしている。

薬局等の監視指導状況は、図表38のとおりである。

図表38 薬局等の監視指導状況

(単位：件)

区 分	平成27年度				平成28年度				平成29年度			
	総数	監視指導件数	監視指導率		総数	監視指導件数	監視指導率		総数	監視指導件数	監視指導率	
			計画	実施			計画	実施			計画	実施
薬 局	257	216	—	84.0%	264	244	—	92.4%	263	227	—	86.3%
一斉監視(再掲)		136	33.7%	52.9%		167	33.3%	63.3%		146	33.5%	55.5%
薬局製造販売医薬品 製造業・製造販売業	12	12	—	100%	12	13	—	108.3%	11	18	—	163.6%
店 舗 販 売 業	95	72	—	75.8%	94	46	—	48.9%	92	59	—	64.1%
一斉監視(再掲)		54	33.7%	56.8%		39	33.0%	41.5%		37	33.7%	40.2%
麻 薬 小 売 業	198	174	—	87.9%	205	205	—	100.0%	209	167	—	79.9%
一斉監視(再掲)		136	33.3%	68.7%		167	33.2%	81.5%		146	33.5%	69.9%
高度管理医療機器等 販売業・貸与業	216	43	—	19.9%	216	99	—	45.8%	203	32	—	15.8%
高度管理医療機器等 販 売 業	53	19	—	35.8%	60	26	—	43.3%	66	20	—	30.3%
一斉監視(再掲)	269	44	33.5%	16.4%	276	110	33.3%	39.9%	269	40	33.2%	14.9%
管 理 医 療 機 器 器 販 売 業	1,184	288	—	24.3%	1,202	290	—	24.1%	1,223	286	—	23.4%
管 理 医 療 機 器 器 貸 与 業	469	288	—	61.4%	479	290	—	60.5%	489	286	—	58.5%

薬局、店舗販売業等で販売している医薬品等については、収去検査を実施している。品目や数量については都と調整し、医薬品や医薬部

外品、化粧品などを検査している。

医薬品等の収去検査の実施状況は、図表 39 のとおりであり、過去3年間の不適正は0件であった。

図表 39 医薬品等の収去検査実施状況 (単位：件)

区 分	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	検査数	適正	不適正	検査数	適正	不適正	検査数	適正	不適正
医薬品	3	3	0	3	3	0	3	3	0
医薬部外品	1	1	0	1	1	0	1	1	0
化粧品	1	1	0	1	1	0	1	1	0
医療機器	1	1	0	1	1	0	1	1	0
合 計	6	6	0	6	6	0	6	6	0

板橋区の保健衛生から引用

毒物劇物の販売業に対する立入検査は、特にシアン・トルエンを取り扱う販売業に対し、保管方法等の監視指導を行っている。

法令で規定する毒物劇物の業務上取扱者に対しては、保管方法、取扱い状況の確認のほか、東京都板橋区シアン指導取締実施要綱に基づき、無機シアン化合物を取り扱う電気めっき業者及び金属熱処理業者の事業場から流出する廃水検査を行っている。立入検査時に無機シアン化合物を扱っていない場合もあるが、事業廃止の届出がない限り、毎年必ず確認している。

毒物劇物販売業者等に対する監視指導状況は、図表 40 のとおりである。

図表 40 毒物劇物販売業者等に対する監視指導状況 (単位：件)

区 分	平成27年度				平成28年度				平成29年度			
	総数	監視指導件数	監視指導率		総数	監視指導件数	監視指導率		総数	監視指導件数	監視指導率	
			計画	実施			計画	実施			計画	実施
一般販売業	163	50	—	30.7%	159	57	—	35.8%	153	39	—	25.5%
農薬用品目販売業	1	1	—	100.0%	1	1	—	100.0%	1	1	—	100.0%
特定品目販売業	12	4	—	33.3%	9	4	—	44.4%	9	3	—	33.3%
業務上取扱者												
電気めっき業	13	9	100%	69.2%	11	10	100%	90.9%	10	7	100%	70.0%
金属熱処理業	0	0	100%	—	0	0	100%	—	0	0	100%	—
運送業	1	0	100%	0.0%	1	0	100%	0.0%	0	0	100%	—
しろあり防除業	0	0	100%	—	0	0	100%	—	0	0	100%	—
合 計	190	64	—	—	181	72	—	—	173	50	—	—

(3) 板橋区薬剤師会との連携

昭和 48 年 5 月、東京都薬剤師会において薬事衛生自治指導員制度が始まった。主体となる板橋区薬剤師会会員が地区毎に薬事衛生自治指導員に任命されている。毎年 10 月に実施する「薬と健康の週間」において、区内各地区の薬局を薬事衛生自治指導員が自治管理チェック表（東京都薬剤師会作成）を用いて巡回指導している。

区の薬事監視員は、毎年、板橋区薬剤師会が行う薬事衛生自治指導員に対する講習会に参加しており、法改正など国や都の情報を提供するとともに、今後も板橋区薬剤師会との連携を一層強化するとしている。

検討・改善を求める事項

着眼点1 食品・環境衛生等に関する事務手続は法令等に基づき適正に行われているか。

1 食品衛生検査施設の適正な管理・運営

生活衛生課は、検査室の薬品の保管・管理が適正に行われるよう、板橋区保健所検査等業務管理要領に定める管理主体及び各責任者の責務をより明確に整理し、セキュリティの高い検査室とする必要がある。(P15)

着眼点2 食品・環境衛生等の監視指導業務は計画的かつ効果的に行われているか。

1 動物の飼養及び収容施設の監視指導体制の整備

生活衛生課は、動物の飼養又は収容施設について、許可及び立入検査等の監視指導業務を適正かつ計画的に実施できる体制を整備する必要がある。(P37)

総括意見

以上、「保健所における食品・環境衛生等の監視指導業務」について指摘し、検討・改善を求めてきたが、最後に総括的な意見を述べる。

第一に、食品・環境衛生監視員の専門職員の技能水準を確保し、教育訓練に努めるとともに、一層効率的・効果的な監視指導業務を進める上で必要な体制を維持することが必要である。

当該業務は、東京都から移管を受け、以来、保健所では少人数職種の一つとして専門職員の任用、育成を行ってきた。1区当たりの規模は小さく、新人職員の確保や欠員補充への迅速な対応が困難な状況である。

しかも、法に基づく営業許可・届出確認事務は、業務・業態ごとに細分化され、業務を習熟するまでに非常に時間がかかると言われている。高度かつ専門的な知識に習熟した技術職員の育成が急務である。

職員の任用管理は各区共通の課題であり、特別区全体として、取組を強化することが求められる。

また、例えば子ども食堂における衛生管理や民泊をめぐる苦情相談など、新たな社会事象への対応も求められている。

第二に、食の安全や生活環境の向上に関する区民ニーズに対応するため、保健所の取組や事故情報等の提供に積極的に取り組むことが必要である。

まず、営業施設での事故については、被害拡大を防止する観点から、正確かつ迅速な情報提供が不可欠である。

また、区民の生活に密着した食の安全（食中毒、食品表示、食物アレルギー等）、飲料水の安全、住まいの衛生などの情報は、区民にとって関心の高い情報である。区民が知りたい情報を的確に発信し、区と区民の信頼できる関係を築くためにも、区は更なる広報の充実に努めなければならない。

最後に、食品・環境衛生に関連する施設の営業許可及び監視指導に係る業務は、それぞれの法令が定める基準を遵守し、厳正な手続を経て進める極めて権力的な行政事務である。生活衛生課の職員は、法令を正しく理解するとともに、厳格な姿勢を保持するよう一層コンプライアンスの徹底に取り組まなければならない。

平成30年度 第1回 行政監査結果報告書
「保健所における食品・環境衛生等の監視
指導業務について」

(平成30年12月発行)

刊行物番号

30-107

発行 板橋区監査委員事務局
住所 板橋区板橋二丁目66番1号
電話 03-3579-2661

再生紙を使用しています